

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために 基本施策1 こどもの権利の尊重							
No.	事業名	事業内容	予定(R7)	理由(予定)	内容(R7)	備考	担当課
1	児童の権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」や「子ども基本法」の趣旨等についての啓発・普及に努める。	継続		子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及に努めるため、市HPや子育て情報誌にて周知、啓発を行う。		こども安全課
2	児童の権利の保護	虐待の被害やヤングケアラー等の様々な困難に直面する子どもたちが、気軽に相談できる関係窓口等の周知・啓発に努める。	新規		市内の小中学校、保育施設等に虐待防止に関するチラシを配布し、啓発周知を行う。		こども安全課
3	子どもの意見表明権の確保	子どもたちからも気軽に意見や要望をもらえるよう、「市長への手紙・ファックス・メール」の周知チラシについて、子ども向けのアレンジを加える。	新規		子どもたちからも気軽に意見や要望をもらえるよう、周知チラシについて、幅広い年代が分かりやすい文章に修正するとともに、小中学校や児童センター等の公共施設に周知用ポスターを掲示した。 また、市ホームページ内のキッズページからも意見が出来るよう、専用フォームを新たに設けた。	5月に実施済み	秘書広報課
		児童センターに意見箱を設置するとともに、アンケートを行い、子どもたちから自由に意見や要望を述べる機会を提供し、事業や運営に反映する。	新規		児童センターに引き続き意見箱を設置するとともに、アンケートを行い、子どもたちから自由に意見や要望を述べる機会を提供し、事業や運営に反映する。		こども支援課
4	学校教育における人権教育の推進	学校教育において、すべての子どもが自らが持つ権利について学び、自らを守る方法や困難を抱えた時に助けを求める方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。	新規		埼玉県が募集している「人権作文」に市内小中学校から応募を募り、児童生徒が自分事として人権について考える機会を通して人権教育を推進する。(年1回) 埼玉県が実施している「子どもスマイルネット」のカードを各小中学校に配付し、子どもの権利条約についての理解の促進を図る。(年1回)		教育支援課
		教員等を対象とする各種研修・会議等を通じて、子どもの権利条約や子ども基本法等について周知・啓発を行う。	新規		全小・中学校における「人権・同和教育プログラム」を活用した学校人権教育研修会の実施する。(年1回) 学校人権教育主任研修会において県作成の資料を用いた周知・啓発を行う。(年3回)		教育支援課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために							
基本施策2 こどもの心身の健康づくりの推進							
No.	事業名	事業内容	予定(R7)	理由(予定)	内容(R7)	備考	担当課
1	乳幼児健康診査及び歯科検診の充実	乳幼児を対象に健康診査及び歯科健診を実施し、発育・発達状況の確認、疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図る。	継続		3～4か月児健診、9～10か月児健診を個別健診で実施。1歳6か月児健診、3歳児健診を混雑回避のため、日時を指定して集団健診で実施する。		保健センター
2	1歳6か月児健康診査事後指導(ごろごろクラブ)	1歳6か月児健康診査後の、継続的な支援が必要な児童及びその保護者に対し、集団遊びや個別相談を実施する。	継続		継続的な支援が必要な児童及びその保護者に対し、集団遊び、個別相談を月1回実施する。		保健センター
3	乳幼児の栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談、指導及び食育啓発を行い、乳幼児の家庭での食事を通した健康づくりや食育の支援を行う。	継続		育児学級で、栄養士の講義、離乳食サンプルの展示等を実施する。 乳幼児相談実施時に、栄養士相談を実施する。 3～4か月児健診、9～10か月児健診は個別健診のため、電話相談で栄養士相談を実施する。 1歳6か月児健診、3歳児健診は、集団健診実施時に栄養士相談を実施する。		保健センター
4	児童・生徒の健康の維持及び増進	市立小・中学校において、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談を実施する。	継続		4月～6月に、児童・生徒の健康診断を実施する(23校)。 (身長・体重・視力の測定、学校医及び学校歯科医による内科・眼科・耳鼻科・歯科の健康診断、尿検査、脊柱側わん症検診、心臓検診、結核検診)		学務課
5	思春期保健に関する相談の実施	学童期・思春期の健康課題に関する相談や周知啓発を行う。	継続		若年妊娠婦への相談、訪問を実施するとともに、思春期に関する相談時には、関係機関への相談や病院受診等の勧奨を行う。		保健センター
			継続		教育相談室に教育相談員5名と学校カウンセラー3名、スクールソーシャルワーカー3名を配置し、特に学童期・思春期における心の問題について電話や来談による相談体制の充実を図る。		教育相談センター
6	健全な食生活や食品ロス削減等を含めた食育事業の推進	市内幼稚園・保育園のこどもとその保護者に対し、栄養士によるエプロンシアター(エプロンを舞台にした人形劇)を行うことにより、日常の正しい食習慣を形成する。	継続		公立保育園3園でエプロンシアターを実施する。(隔年で全園実施)		保育課
			継続		希望する市内幼稚園及び子育て支援センターでエプロンシアターを実施する。		保健センター
		乳幼児健診や育児学級等において、保護者に対して望ましい食生活及び食育に関する情報を提供する。	継続		乳幼児相談実施時に、栄養士相談を実施する。 3～4か月児健診、9～10か月児健診は個別健診のため、電話相談で栄養士相談を実施する。 1歳6か月児健診、3歳児健診は、集団健診実施時に栄養士相談を実施する。		保健センター
		市内小・中学校では、朝食欠食率の減少を目指し、栄養等について学ぶ場の充実を図る。また、保健、教育の連携により食に関する学習機会や情報提供を行う。	継続		栄養教諭・栄養職員を中心に教科と連携して取り組む。給食委員会の児童主体となって食育についての調査や発表を行い情報提供や共有を行う。		教育支援課
7	体力低下予防及び運動を通じた人間形成の取組	幼児期から学童期における体力低下予防や、運動を通じた人間形成を築くことを目的とした体操教室を開催する。	継続		「キッズ体操(年長～小3)」の実施。 「キッズチア(年少～小1位)」の実施。 「キッズダンス(ヒップホップ)(年長～小3)」の実施。		生涯学習スポーツ課
8	児童センター事業の充実	こどもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。また、プログラムの策定に当たっては、こどもの参画を推進する。	継続		令和5年度から令和9年度までを指定管理期間とする指定管理者を指名で選定し、児童センター運営は引き続きNPO法人新座子育てネットワークに運営を委託する。		こども支援課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために 基本施策3 幼児教育・保育の充実							
No.	事業名	事業内容	予定(R7)	理由(予定)	内容(R7)	備考	担当課
1	保育園における幼児教育の充実	保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を図る。	継続		保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を推進する。		保育課
2	幼保小交流研修会の充実	小学校への円滑な移行や、卒園までの達成目標等について幼稚園、保育園及び小学校の職員が協議する。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。	継続		幼保小連携推進協議会の予定に沿って、小学校教職員や保育士等が協力し、小学校教育への移行や卒園までの達成目標等について協議する等の研修を行う。また、卒園前の園児が近隣の小学校を訪問する交流体験についても、実施する。		保育課
3	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制)の実施	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度を実施する。	新規		0歳6か月から満3歳未満までの、保育所等に通っていない子どもを対象に、月10時間まで、保育所等において保育を行う。 実施園（認可申請受付中）		保育課
4	保育施設における加配職員への補助	障がい児など配慮が必要な子どもへの対応のために職員を加配する施設への補助を行う。	継続		障がい児など配慮が必要な子どもへの対応のために追加で職員を配置している施設への補助を行う。		保育課
5	医療的ケア児の受け入れを行う保育施設に対する支援	医療的ケア児の受け入れのために看護師等の配置を行う保育施設への補助を行う。	新規		看護師等を配置し、医療的ケア児を保育する保育所等への補助を行う。		保育課
6	外国にルーツを持つ子ども等への支援	海外から帰国した子どもや、外国籍の子どもたちが教育・保育施設を円滑に利用できるよう、教育・保育施設を運営する事業者や、幼稚園教諭、保育士に対して、通訳ボランティアの紹介や、外国の文化・習慣・指導上の配慮すべき点に関する研修を実施する。	継続		日本語の理解が困難である園児及び保護者とのやり取りについては、保育士が翻訳機器を活用しながら、コミュニケーションをとって保育を行う。通訳を行う保育支援者の配置については、各保育現場において、通訳支援者が必要かどうかを見ながら、配置することについて検討する。		保育課
7	保育サービス評価の仕組みの導入検討	保育サービスの評価等の仕組みの導入について、検討を進める。	継続		福祉施設第三者評価の成果・結果の採用に努める。		保育課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅰ すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために							
基本施策4 きめ細かな学校教育の充実							
No.	事業名	事業内容	予定(R7)	理由(予定)	内容(R7)	備考	担当課
1	小学校第1学年への副担任の配置	児童の基本的な学習指導や生活習慣の確立を図るため、小学校第1学年の学級に副担任を配置する。	継続		児童の基本的な学習指導や生活習慣の確立を図るため、小学校第1学年の学級に副担任を配置する。 11校、11人		学務課
2	国際理解教育及び環境教育の推進	外国人との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。	継続		小学校英語講師、中学校では英語指導助手との直接的な交流や異文化交流を通して、グローバル社会で必要なスキルを身に付ける。また多様性を尊重する児童生徒を育成する。		教育支援課
		自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。	継続		自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。		教育支援課
3	教育相談事業の充実	学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。	継続		教育相談室に教育相談員5名と学校カウンセラー3名、スクールソーシャルワーカー3名を配置し、特に学童期・思春期における心の問題について電話や来談による相談体制の充実を図る。		教育相談センター
4	教育的支援が必要な生徒への配慮	通常学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援について、指導及び助言する巡回相談カウンセラーを学校に派遣する。	継続		巡回相談カウンセラー派遣を学校の要請に従い60回実施する。		教育相談センター
5	登校支援が必要な生徒への配慮	教育相談員と学校カウンセラーが電話・来室相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行う。	継続		教育相談室に教育相談員5名と学校カウンセラー3名、スクールソーシャルワーカー3名を配置し、特に学童期・思春期における心の問題について電話や来談による相談体制の充実を図る。		教育相談センター
		地域の大学の臨床心理系学部等と連携することにより、大学生をピア・サポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童・生徒、集団不適応児童・生徒への支援活動を行う。また、大学教授がスーパーバイサーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。	継続		地域の大学の臨床心理学系、教員養成系学部と連携し、大学生・大学院生をサポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童生徒・集団不適応児童生徒への支援活動を行う。		教育相談センター
6	学校に行きづらい、教室に居づらい生徒への支	不登校児童・生徒の支援として、「教育支援ルーム(ふれあいルーム・とことこぶらすのへや)」を設置する。また、学校に登校できているが、教室に居づらい子への支援として「校内支援ルーム」を設置する。	新規		市役所第四庁舎に「ふれあいルーム」、十文字学園女子大学に「とことこぶらすのへや」、道場集会所に「ムササビルーム」を設置し、学校に行きづらい児童・生徒への支援を行う。 また第二中学校、第五中学校、池田小学校、新聞小学校の校内に「校内支援ルーム」を設置し、教室に行きづらい児童・生徒の支援を行う。		教育相談センター
7	いじめ等の青少年の問題行動への対策	いじめ等の青少年の問題行動へ対応するため、各中学校にさわやか相談室を開設し、相談活動を行う。また、いじめ防止対策として、スクールロイヤーや埼玉県教育委員会生徒指導課を講師とした研修会を開催する。	継続		中学生及びその保護者等からの相談に丁寧に対応していく。		教育相談センター

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために 基本施策5 こどもの居場所づくりの推進							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	子どもの放課後居場所づくりの推進	小学校施設（教室や校庭など）を活用し、地域の方々の協力を得ながら、こどもたちが安全・安心に集える居場所をつくる。学習や遊び、体験・交流活動などの機会を提供することにより、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	継続		17校でココフレンドを実施する。		生涯学習スポーツ課
2	子どもの放課後居場所づくり事業における特別な配慮を必要とする児童の受け入れ	障がいのある児童や虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができる居場所を提供する。 そのため、特別な配慮を必要とする児童の保護者や学校等と話し合いを行うとともに、知識の習得を図るために研修を実施する。	継続		必要に応じて児童の保護者や学校等と話し合いを行う。		生涯学習スポーツ課
3	放課後児童保育室事業の充実	「遊びの場」、「生活の場」としての役割を向上させるため、外部の専門家や地域のボランティア団体を招き、読み聞かせや紙芝居などのイベントを実施する。 また、こうした取組を地域に広く周知するため、年間スケジュールや実施結果を市ホームページにおいて公表する。	継続		一部の保育室において、外部の専門家や地域のボランティア団体を招き、読み聞かせや紙芝居などのイベントを実施する。		保育課
4	放課後児童保育室と子どもの放課後居場所づくり事業の連携	放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるように、放課後児童保育室及び放課後居場所づくり事業（ココフレンド）の整備を計画的に進め、両事業を実施する同一小学校において、校庭を始めとする共有活動スペースでの相互見守りによって遊び等の活動や合同避難訓練を実施する。	継続		両事業を実施する同一小学校において、校庭を始めとする共有活動スペースでの相互見守りによって遊び等の活動や合同避難訓練を実施する。		保育課
		教育委員会、福祉部局及び両事業関係者などを委員等とする運営委員会、実行委員会及び意見交換会を定期的に開催し、情報共有・連携の強化を図る。	継続		校庭を始めとする共有活動スペースにおいて、放課後児童保育室とココフレンドでの相互見守りを行う。 また、可能な範囲でイベントや避難訓練を合同で実施する。 運営委員会及び実行委員会を開催し、情報共有・連携の強化を図る。		生涯学習スポーツ課
5	児童遊園、公園の整備・充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、ユニークサルデザインやバリアフリーに配慮しながら、児童遊園、公園の整備・充実を図る。	継続		引き続き、都市公園、児童遊園等の施設修繕及び改良改修を適切に行う。		みどりと公園課
6	子どもの居場所づくりの活動支援	NPO法人やボランティア団体等が、地域の交流促進や孤食の改善、経済的に苦しい家庭の子どもなどに対する食事の提供などを目的に行う「こども食堂」等の「子どもの居場所」の設置や活動に当たって、情報提供や広報支援等を行う。	新規		引き続き、市のホームページや子育て応援サイト、窓口での掲示などで情報提供や広報支援等を行う。		こども支援課
7	児童センター事業の充実	子どもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを開催する。また、プログラムの策定に当たっては、子どもの参画を推進する。	継続		令和5年度から令和9年度までを指定管理期間とする指定管理者を指名で選定し、児童センター運営は引き続きNPO法人新座子育てネットワークに運営を委託する。		こども支援課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために 基本施策6 児童虐待防止の強化							
No.	事業名	事業内容	予定(R7)	理由(予定)	内容(R7)	備考	担当課
1	こども家庭センターの設置・運営	児童福祉法による「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健法による「子育て世代包括支援センター」の両機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置・運営する。	新規		妊産婦、子育て世帯、こどもを包括的に支援し、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、個々の家庭に応じた支援を切れ目なく、漏れなく実施する。		こども安全課
			新規		令和7年4月から新座市こども家庭センターが設置され、保健センターでは母子保健機能（子育て世代包括支援センター）を担いつつ、統括支援員及びこども安全課等と連携・協働し、妊産婦、子育て世帯、こどもへの一體的な相談支援を行う。		保健センター
2	養育に関する訪問支援	子の養育に関して特に支援が必要である家庭を訪問し、育児、家事などの支援を行う。	継続		養育支援の必要な家庭に、保健師、助産師、保育士、ホームヘルパーが訪問し、助言や援助を行う。		こども安全課
3	要保護児童に対する支援	要保護児童対策地域協議会でこどもや家族への援助の方法や対策を協議し、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関が連携して適切な対応を図る。	継続		・実務者会議（年12回実施） ・個別ケース検討会議（随時実施）		こども安全課
			継続		毎月の要保護児童対策地域協議会実務者会議に出席する。 また、随時、関係機関との連携や適切な対応を図る。		保健センター
			継続		毎月の要保護児童対策地域協議会実務者会議に出席する。 また、随時、関係機関との連携や適切な対応を図る。		教育相談センター
		児童虐待の防止及び対応のための効果的な援助方法等を協議し、実践するため、支援者向けの研修を実施する。	継続		代表者会議（会議、研修会）を年に一度開催し、児童虐待防止について理解を深めていく。		こども安全課
		民生委員・児童委員などが参加する学校懇談会で情報交換を行い、地域での要保護児童の見守りなどで連携を図る。	継続		市内各小・中学校の教員と地域の民生委員・児童委員との懇談会による情報交換と、その後における地域での要保護児童の見守りなどの連携を図る。		教育支援課
4	里親家庭への支援	養育技術の向上及び会員の交流を図るため、所沢児童相談所と協力し、里親に対して研修や交流の場を提供する。	継続		市内里親の研修や交流の場を提供了。 5月17日：地区定期総会 12月10日：親睦研修会 令和6年 2月3日：朝霞地区四市里親会合同研修会		こども安全課
5	虐待防止のための各種取組	地域子育て支援センターや、利用者支援事業などの取組により、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援することで、児童虐待を予防する。	継続		引き続き、地域子育て支援センターや利用者支援事業などの取組により、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援することで、児童虐待を予防する。		こども支援課
			継続		利用者支援事業（こども家庭センター型）では、妊娠届出及び母子健康手帳の交付時に、専門職である母子保健コーディネーターが面接交付による相談支援、電話支援を継続して実施する。必要時、地区担当保健師等と連携し、産前の支援を行う。		保健センター

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために 基本施策6 児童虐待防止の強化							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
6	CCPA版親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム	保護者が子どもの気持ちや具体的な関わりを学び、親としての自信を育て、自己肯定感を育むプログラム（CCPA版親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム）を実施する。このプログラムを通じて児童虐待を予防する。	新規		暴言や暴力を使わずに親と子の関係を育てる効果的な言葉をかけ学ぶプログラムを実施する。		こども安全課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために 基本施策7 発達支援・障がい児施策の充実							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	育児、養育に関する支援	育児、養育や成長に伴って発生する問題等について、専門の相談員が相談に応じる。	継続		家庭における適切な児童の養育と養育に関して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して相談を受ける		こども安全課
		3歳児健康診査の会場で保護者からの相談に応じる。	継続		3歳児健康診査の会場で保護者からの相談に応じる。		こども安全課
		保健センターで実施する健康診査(1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査)を視察し、乳幼児の発達を知り、乳幼児保育に役立てる。	継続		市内公立保育園(6園)及びアシタエールの保育士による健康診査の視察を実施する。		保育課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために 基本施策7 発達支援・障がい児施策の充実							
No.	事業名	事業内容	予定(R7)	理由(予定)	内容(R7)	備考	担当課
2 障がいのあるこども達への教育・保育事業の充実	保育、教育、福祉、保健、医療の連携を強化し、障がいのあるこどもが地域の保育園、学校に通い、共に育つことができるよう、学ぶ環境の整備を図るとともに、施設と心のバリアフリー化を推進する。		継続		新座市地域自立支援協議会子ども部会において、障がいのあるこどもが地域の保育園、学校に通い、共に育つことができるよう福祉と保育、教育の連携強化に努める。また、同部会保育所等訪問支援部門において、福祉の視点から環境整備のための課題抽出を行う。		障がい者福祉課
			継続		公立保育園に出向いて交流を図る「保育園交流」を引き続き実施する。また、保育所等訪問支援事業も引き続き行い、地域施設でのサポート体制の強化を図る。		児童発達支援センター
			継続		指導員の資質向上のため、研修等を実施した。 給食調理員研修会15,000円 研修委員講演会20,000円 障がい児保育研究会講演会20,000円 障がい児保育研究会事例研究会40,000円 療育相談謝礼金20,000円×20回		保育課
			継続		第四小学校及び池田小学校の改修工事の一環でエレベーターの設置、段差解消等を行う(令和8年完成予定) 東北小学校についても整備に向けて設計を行う		教育総務課
			継続		市内在籍小・中学校への巡回相談を未就学児にも行い、連携を図る。 配慮が必要な園児の就学の際には、保育園・幼稚園・施設・病院等との連携を図る。 特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学級担任者研修会等で各機関との連携について研修を行う。また、校長会で関係機関との連携について呼び掛ける。		教育相談センター
	障がいのあるこどもや共に育つことの重要性について、教職員の理解を深めるために研修会等を開催する。		継続		特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学級担任者研修会等でインクルーシブ教育や合理的配慮について研修を行う。		教育相談センター
	障がい児保育の充実を図るとともに、障がい児保育をめぐる諸問題についての研究・協議を進める。		継続		障がい児保育研究会講演会及び障がい児保育研究会事例研究会について予定どおり実施した。		保育課
	福祉事務所や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに、教育相談センターでは、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。		継続		障がいのあるこども等に関する相談に応じ、教育相談を含め、適切なサービスの提案に努める。		障がい者福祉課
			継続		こども安全課(家庭児童相談室を含む)では、適切な相談活動ができるよう、障がい者福祉課、保健センター、教育相談センター等と連携を図り、相談機能の強化を図る。		こども安全課
			継続		保育方針に役立てるため、言語・心理・療育3分野での有資格者による巡回相談を希望園で実施し、障がい児保育に関してサポートを行った。 R6年度:言語相談37回、心理相談36回、療育相談22回 言語相談謝礼金20,000円×37回、心理相談謝礼金20,000円×36回		保育課
			継続		保健センターでは、適切な相談支援ができるよう、障がい者福祉課、こども安全課、教育相談センター等と連携を図り、相談機能の充実を図る。		保健センター
			継続		未就学児の就学相談に係る説明会を年2回行う。 子ども部会で今年度の就学相談の進め方について関係機関に周知し、適切に進められるよう体制を整える。		教育相談センター

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために 基本施策7 発達支援・障がい児施策の充実							
No.	事業名	事業内容	予定(R7)	理由(予定)	内容(R7)	備考	担当課
3	地域における障がい児への総合的な支援	地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センター(アシタエール)において、障がい児通所支援事業及び早期療育教室を実施する。また、保育施設や学校等に通う障がい児を支援するための訪問事業や、保護者からの相談に対応する体制を整備する。	継続		親子教室を実施し、早期療育に努める。また通所児童や保護者への発達支援や相談支援を継続的に行うほか、今後も保育所等訪問支援事業を強化させ、個々にだけではなく施設に対しての相談支援も実施し、サポート体制の強化を図る。		児童発達支援センター
4	公立保育園との交流事業	児童発達支援センター(アシタエール)に通う子どもたちが、保育園の大きい集団の中で生活体験を広げるため、生活する地域の公立保育園の希望するクラスの保育に参加する。	継続		児童発達支援センター(アシタエール)に通う子ども達が、保育園の大きい集団の中で生活体験を広げるため、生活する地域の公立保育園で交流保育を実施した。		保育課
5	保育施設における加配職員への補助	障がい児など配慮が必要なこどもへの対応のために職員を加配する施設への補助を行う。	継続		障がい児など配慮が必要なこどもへの対応のために追加で職員を配置している施設への補助を行う。		保育課
6	医療的ケア児の受け入れを行う保育施設に対する支援	医療的ケア児の受け入れのために看護師等の配置を行う保育施設への補助を行う。	新規		看護師等を配置し、医療的ケア児を保育する保育所等への補助を行う。		保育課
7	地域における医療的ケア児の支援体制の整備	保育、教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携を図るための協議の場(新座市医療的ケア児支援事業検討会議)にて、医療的ケア児が適切な支援を得られるよう支援体制の整備を進める。	継続		新座市医療的ケア児支援事業検討会議を3回開催予定で、内1回は医療的ケア児等コーディネーターのみ参加の会議としている。災害時個別支援計画作成の進め方や医療的ケア児等コーディネーターの役割を検討したい。		障がい者福祉課
			継続		保健センターでは、新座市医療的ケア児支援事業検討会議に参加するとともに、障がい者福祉課等、関係機関との連携を図り、相談機能の充実を図る。		保健センター
8	発達障がい者支援員の育成	埼玉県が実施している発達障がいの専門研修に保育、福祉、保健等の職員が参加することにより、発達障がいに関する各種相談に対応できる発達支援マネージャーを育成する。	継続		障がい者福祉課から4名の発達支援マネージャー研修修了を目指とする。		障がい者福祉課
9	放課後児童保育室における障がいのある子どもの受け入れへの配慮	保護者や学校にヒアリングを行い、支援員の加配の必要性の検討を行うとともに、円滑な受け入れを行うため、支援員を対象とした専門的知識の習得を図るために研修を実施する。	継続		保護者や学校にヒアリングを行い、支援員の加配の必要性の検討を行うとともに、円滑な受け入れを行うため、支援員を対象とした専門的知識の習得を図るために研修を実施する。		保育課
10	発達に課題があることでもとの学校における支援	すべての市立小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、発達障がいなどの課題を抱える生徒を支援したり、関係機関との連携を図る。	継続		特別支援教育支援員を全小中学校に1~2名配置する。市内全体では特別支援教育支援員を39名配置する。		教育相談センター
11	市立小・中学校への介助員の配置	肢体不自由で車椅子等を使用する児童・生徒が学校生活を円滑に送るために介助員を配置する。	継続		介助が必要な児童生徒に対して、学校生活を円滑に送るために介助員を配置する。		教育相談センター
12	市立小・中学校への医療的ケア児のための学校看護師の配置	医療的ケアを必要とする児童・生徒が学校生活を円滑に送るために学校看護師を配置する。	新規		「学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」を策定し、年2回医療的ケア運営協議会を開催して、学校看護師の配置体制を整える。		教育相談センター

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標I すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために							
基本施策8 貧困対策の推進							
No.	事業名	事業内容	予定(R7)	理由(予定)	内容(R7)	備考	担当課
1	生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもへの支援	生活困窮状態の世帯の子どもの学びをサポートするため、学習支援事業を実施する。	継続		引き続き、生活困窮状態の世帯の子どもの学びをサポートするため、学習支援事業を実施する。		生活支援課
		被保護世帯等の子どもが健全に育成されるよう、生活習慣や育成環境の改善等を支援するため、子ども育成支援相談員を配置する。	継続		引き続き、被保護世帯等の子どもが健全に育成されるよう、生活習慣や育成環境の改善等を支援するため、子ども育成支援相談員を配置する。		生活支援課
2	子どもの居場所づくりの活動支援	NPO法人やボランティア団体等が、地域の交流促進や孤食の改善、経済的に苦しい家庭の子どもなどに対する食事の提供などを目的に行う「子ども食堂」等の「子どもの居場所」の設置や活動に当たって、情報提供や広報支援等を行う。	新規		引き続き、市のホームページや子育て応援サイト、窓口での掲示などで情報提供や広報支援等を行う。		こども支援課
3	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭に関する相談に応じ、関係機関の紹介などを行う。	継続		ひとり親家庭等に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介・連携等を行う。		こども安全課
4	ひとり親自立支援プログラムの策定	ひとり親家庭の母又は父の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。また、必要に応じて生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携し、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。	継続		ひとり親家庭の父及び母の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々の状況に応じた自立・就業支援のための支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携を図り、自立・就業支援を行う。また、相談者が自立目標を達成した後のアフターケアを行う。		こども安全課
5	ひとり親家庭への就業支援	雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格のないひとり親家庭の母又は父に対し、就職に必要な資格などを得るための教育訓練講座受講費用の一部を支給する。また、ひとり親家庭の母又は父の就労に直結する資格取得を促進するため、6月以上養成機関などで修業する場合に、生活を支援する目的で給付金を支給する。	継続		雇用保険制度における教育訓練給付受給資格が無いひとり親家庭の父及び母に対し、就労のために教育訓練講座受講料の一部を給付する。また、ひとり親家庭の母又は父が、経済的な自立に効果的な資格取得のため6月以上養成機関で修業する場合に、生活費を支援する目的で給付金を支給する。		こども安全課
6	就学に掛かる経費の援助	経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費(学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等)を支給する。	継続		小学校 認定数 787人 予算額 75,524,000円 中学校 認定数 470人 予算額 73,978,000円 合計 認定数 1,257人 予算額 149,502,000円		学務課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために							
基本施策1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	こども家庭センターの設置・運営	児童福祉法による「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健法による「子育て世代包括支援センター」の両機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一體的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置・運営する。	新規		妊産婦、子育て世帯、こどもを包括的に支援し、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、個々の家庭に応じた支援を切れ目なく、漏れなく実施する。	こども安全課	
			新規		令和7年4月から新座市こども家庭センターが設置され、保健センターでは母子保健機能（子育て世代包括支援センター）を担いつつ、統括支援員及びこども安全課と連携・協働し、妊産婦、子育て世帯、こどもへの一體的な相談支援を行う。	保健センター	
2	母子健康手帳交付時の助産師による面談	保健センターでの妊娠届出時に保健師、助産師が面談を行い、妊婦の悩みや不安を把握することで妊娠初期からの支援につなげる。	継続		保健センターでの妊娠届出及び母子健康手帳交付時に、妊娠中の体調や出産、産後について心配が軽減されるよう、母子保健コーディネーターによる面接、相談を実施する。	保健センター	
3	父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方など父親向けの育児情報を提供する。	継続		必要な育児知識の普及を図るとともに、積極的な育児参加を促すため、妊娠届出時に第1子出産予定の方及び希望者へ配布する。	保健センター	
4	妊婦健康診査受診費用の負担軽減	妊婦健康診査の受診率を高めることを目的に、妊娠届出時に、母子健康手帳と併せて14回分の妊婦健康診査助成券を交付する。	継続		妊娠届出及び母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券を交付し、委託医療機関及び委託助産院において健康診査を実施する。	保健センター	
5	産前・産後期のサポートの充実	妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、看護師、保健師、助産師等の専門職が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う。また、地域の母親同士の交流を促し、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し（孤立感の解消）、安心して妊娠期を過ごして、育児に臨めるようサポートする。	継続		助産師等が産前・産後の体調や育児などの相談支援を実施する。	保健センター	
		出産後から生後2か月末満のこどものいる家庭を対象に、沐浴や授乳等の育児に関わるサポートを行う。	継続		ファミリー・サポート・センター事業において産後育児サポートを実施する。	こども支援課	
		親族などから家事の援助を受けられない出産直後のお母さんを対象に、ホームヘルパーを派遣し、日常の家事援助を行う。	継続		社会福祉協議会、埼玉福祉会及びヘルパーステーションすいれんに委託して、親族などから家事援助が望めない出産直後（退院日を含めて30日以内）の母親のいる家庭にヘルパーを派遣し家事援助を行う。	こども支援課	
6	第1子を迎える家庭への支援	第1子出産予定の母親とその家族を対象に、妊娠、出産、育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりに寄与する。	継続		保健師、助産師から第1子出産予定の母親とその家族を対象に妊娠、出産、育児について学ぶ場を提供する。	保健センター	
		生後2~4か月の第1子を持つ保護者を対象に、育児に関する知識や地域の情報を学ぶ場を提供する。	継続		育児学級を年12回開催し、保健師、栄養士から育児に関する知識や地域の相談窓口等の情報提供を行う。	保健センター	
		夫婦が協力して出産、育児に臨めるよう父親の育児参加を促進する。	継続		両親に対して保健師、栄養士、助産師から育児に関する知識や地域の相談窓口等の情報提供を行う。	保健センター	

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために							
基本施策1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
7	乳児がいるすべての家庭への訪問サポート	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や母親の体調に関する相談及び母子保健サービスの情報提供を行う。	継続		生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や母親の体調に関する相談及び母子保健サービスの情報提供を実施する。		保健センター
8	乳幼児に関する相談の充実	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が子どもの発育・発達、育児、栄養や歯みがきのことなどの相談に応じる。	継続		保健センターにて、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による乳幼児相談を年12回実施する。		保健センター
9	乳幼児健康診査時の絵本の配布	絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるよう、乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本をプレゼントする。	縮小	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団検診で行われていた乳幼児健康診査が個別健診となり、絵本の読み聞かせの提供場所がなくなったため。	令和7年度も絵本の配布は中止。代替としておすすめ乳幼児絵本のリストを配布する。 また、赤ちゃんおはなし会を実施し、子どもの読書に関する啓発を実施する。		中央図書館
10	子育て支援に関する総合案内	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所で相談や情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携の体制づくりを行う。	継続		子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所で相談や情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携の体制づくりを行う。		こども支援課
11	双子、三つ子などの多胎児の親への支援	多胎児育児に関する情報や交流の場を提供する。	継続		パパママ学級、育児学級でのグループワーク等を通して参加者相互の交流を図る場を提供します。		保健センター
		産後育児サポート事業や子育て支援ヘルパー派遣により、多胎児の子育てを支援する。	継続		ファミリー・サポート・センター事業による産後育児サポート事業並びに社会福祉協議会、埼玉福祉会及びヘルパーステーションすいれんに委託して行う子育て支援ヘルパー派遣事業を実施する。		こども支援課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために 基本施策2 多様な保育サービス・子育て支援の充実							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	待機児童解消に向けた取組	待機児童解消のため、定員が不足している年齢層等を把握し、ニーズに合わせた施設整備を行う。	継続		現状、施設整備を行う予定はないが、引き続き保育ニーズの把握に努める。		保育課
2	保育士確保のための取組	保育士確保のため、保育士就職相談会や、処遇改善等の取組を実施する。	継続		保育士就職相談会や、処遇改善等の取組をし、保育士確保のための支援をする。		保育課
3	幼稚園における長時間預かりの促進	幼稚園利用の推進、保育園の待機児童解消、子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し、人件費等の補助を行う。	継続		保護者の就労・疾病等により、日中保育に欠ける児童に対し、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する。		保育課
4	延長保育の充実	保護者のニーズに対応するため、延長保育の充実を図る。	継続		保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育園等での保育時間を延長して児童の預かりを実施する。		保育課
5	休日保育の充実	休日の保育の需要に対応するため、保育園における休日保育事業の充実を図る。	休止又は中止	新座保育園で実施予定であるが、保育士不足により、保育の実施ができないため、職員が採用できるまで休止とする。			保育課
6	教育・保育施設における一時預かり事業の充実	保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実を図る。	継続		保護者の急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴い、一時的に家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児又は児童について、主として昼間ににおいて保育園その他の場所で一時預かりを行う。		保育課
7	病児・病後児保育の充実	病後児保育事業の充実を図るとともに、病児を対象とした預かり事業の導入を検討する。	継続		児童が病気の回復期にあり、保育園等での集団保育の困難な期間、当該児童を病院、保育園等に付設されたスペースで看護師等が一時的に保育を行う。		保育課
8	産休明け保育の充実	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。	継続		認可保育園62園中18保育園で産休明け保育を実施する。		保育課
9	夜間の預かり事業の実施検討	保護者の就労などにより、夜間の保育を必要とする子育て家庭のために夜間預かり事業の実施を検討する。	継続		夜間預かり事業の実施を検討する。		保育課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために 基本施策2 多様な保育サービス・子育て支援の充実							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
10	こどもの短期間の預かり事業の実施検討	保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が困難になったこどもを対象とした短期間預かり事業の実施を検討する。	継続		適切にサービスを実施できる施設がないことから、児童相談所の一時保護で対応する。		こども安全課
11	認定こども園等への移行を目指す私立幼稚園における預かり保育の促進支援	幼保連携型認定こども園等への移行を見据え、私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営費に対する補助を行う。	継続		幼保連携型認定こども園等への移行に向けて、私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営費に対する補助を行う。		保育課
12	家庭保育室委託事業の実施	緊急的な保育施設の利用希望があった場合など、突発的な保育の受け皿となる家庭保育室への保育事業の委託を実施する。	継続		緊急的な保育施設の利用希望があった場合など、突発的な保育の受け皿となる家庭保育室への保育事業の委託を実施する。		保育課
13	子育て相互援助活動の充実	ファミリー・サポート・センターに登録している会員同士でこどもの送迎や預かりなどの援助を行う。すべての援助希望に対応できるよう、援助会員の拡充を図る。	継続		ファミリー・サポート・センターにおいて、全ての援助希望に対応できるよう、年16回の講習会を実施する。また、NPO法人に委託して緊急サポート事業を実施する。		こども支援課
14	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することも、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付制度を実施する。	新規		0歳6か月から満3歳未満までの、保育所等に通っていないこどもを対象に、月10時間まで、保育所等において保育を行う。 実施圏（認可申請受付中）		保育課
15	保育施設における加配職員への補助	障がい児など配慮が必要なこどもへの対応のために職員を加配する施設への補助を行う。	継続		障がい児など配慮が必要なこどもへの対応のために追加で職員を配置している施設への補助を行う。		保育課
16	外国にルーツを持つこども等への支援	海外から帰国したこどもや、外国籍のこどもたちが教育・保育施設を円滑に利用できるよう、教育・保育施設を運営する事業者や、幼稚園教諭、保育士に対して、通訳ボランティアの紹介や、外国の文化・習慣・指導上の配慮すべき点に関する研修を実施する。	継続		日本語の理解が困難である園児及び保護者とのやり取りについては、保育士が翻訳機器を活用しながら、コミュニケーションをとって保育を行う。通訳を行う保育支援者の配置については、各保育現場において、通訳支援者が必要かどうかを見ながら、配置することについて検討する。		保育課
17	保育サービス評価の仕組みの導入検討	保育サービスの評価等の仕組みの導入について、検討を進める。	継続		福祉施設第三者評価の成果・結果の採用に努める。		保育課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために 基本施策3 子育て相談・家庭教育支援の充実							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	地域における子育て相談及び交流拠点の充実	乳幼児との保護者、妊婦同士の交流や、子育てについての相談、助言等の支援を行う地域子育て支援センターの充実を図る。	継続		乳幼児との保護者、妊婦同士の交流や子育てについての相談、助言等の支援を行う地域子育て支援センターの充実を図る。		こども支援課
2	重層的支援体制整備事業の実施	子育て家庭を含め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施する。	新規		令和8年度からの重層的支援体制整備事業の実施に向けて、移行準備事業を実施する。		福祉政策課
3	こども家庭センターの設置・運営	児童福祉法による「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健法による「子育て世代包括支援センター」の両機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一體的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置・運営する。	新規		妊産婦、子育て世帯、こどもを包括的に支援し、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、個々の家庭に応じた支援を切れ目なく、漏れなく実施する。		こども安全課
			新規		令和7年4月から新座市こども家庭センターが設置され、保健センターでは母子保健機能（子育て世代包括支援センター）を担いつつ、統括支援員及びこども安全課と連携、協働し、妊産婦、子育て世帯、こどもへの一體的な相談支援を行う。		保健センター
4	乳幼児に関する相談の充実	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が子どもの発育・発達、育児、栄養や嗜みがきのことなどの相談に応じる。	継続		保健センターにて、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による乳幼児相談を年12回実施する。		保健センター
5	1歳6か月児健康診査事後指導(こころクラブ)	1歳6か月児健康診査後の、継続的な支援が必要な幼児及びその保護者に対し、集団遊びや個別相談を実施する。	継続		継続的な支援が必要な幼児及びその保護者に対し、集団遊び、個別相談を月1回実施する。		保健センター
6	乳幼児の栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談、指導及び食育啓発を行い、乳幼児の家庭での食事を通した健康づくりや食育の支援を行う。	継続		育児学級で、栄養士の講義、離乳食サンプルの展示等を実施する。 乳幼児相談実施時に、栄養士相談を実施する。 3～4か月児健診、9～10か月児健診は個別健診のため、電話相談で栄養士相談を実施する。 1歳6か月児健診、3歳児健診は、集団健診実施時に栄養士相談を実施する。		保健センター
7	思春期保健に関する相談の実施	学童期・思春期の健康課題に関する相談や周知啓発を行う。	継続		若年妊産婦への相談、訪問を実施するとともに、思春期に関する相談時には、関係機関への相談や病院受診等を勧奨を行う。		保健センター
			継続		教育相談室に教育相談員5名と学校カウンセラー3名、スクールソーシャルワーカー3名を配置し、特に学童期・思春期における心の問題について電話や来談による相談体制の充実を図る。		教育相談センター
8	育児、養育に関する支援	育児、養育や成長に伴って発生する問題等について、専門の相談員が相談に応じる。	継続		家庭における適切な児童の養育と養育に関して発生する児童の問題の解決を図るために、家庭児童の福祉に関して相談を受ける。		こども安全課
9	子育て関連講座の充実	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努める。	継続		運営を委託している地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講座などを実施する。		こども支援課
			継続		講座数 9講座 回数 33回 延べ参加者数 229人 子育てラクラク講座、英語でリトミック、めだか学級等		中央公民館
		小・中学校入学前の子どもを持つ保護者に対して「就学時健康診断」や「入学説明会」等の機会を利用して、家庭教育や思春期に関する情報を提供し、家庭の教育力の向上を図る	継続		入学説明会の際に家庭での教育の参考となる子育てに関するリーフレットを配布する。		こども支援課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために 基本施策4 ひとり親支援の充実							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭に関する相談に応じ、関係機関の紹介などを行う。	継続		ひとり親家庭等に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介・連携等を行う。		こども安全課
2	保護が必要な母子家庭への支援	保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭又は母子に準じる家庭に対して母子生活支援施設への入所措置を行う。	継続		保護の必要が認められる、18歳未満の児童を養育する母子家庭又は母子に準ずる家庭に対して、母子生活支援施設への入所措置を行う。		こども安全課
3	ひとり親自立支援プログラムの策定	ひとり親家庭の母又は父の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。また、必要に応じて生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携し、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。	継続		ひとり親家庭の父及び母の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々の状況に応じた自立・就業支援のための支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携を図り、自立・就業支援を行う。また、相談者が自立目標を達成した後のアフターケアを行う。		こども安全課
4	ひとり親家庭への就業支援	雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格のないひとり親家庭の母又は父に対し、就職に必要な資格などを得るための教育訓練講座受講費用の一部を支給する。また、ひとり親家庭の母又は父の就労に直結する資格取得を促進するため、6月以上養成機関などで修業する場合に、生活を支援する目的で給付金を支給する。	継続		雇用保険制度における教育訓練給付受給資格が無いひとり親家庭の父及び母に対し、就労のために教育訓練講座受講料の一部を給付する。また、ひとり親家庭の母又は父が、経済的な自立に効果的な資格取得のために6月以上養成機関で修業する場合に、生活費を支援する目的で給付金を支給する。		こども安全課
5	ひとり親家庭等に対する経済的支援	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援するため、医療費の一部を支給するとともに、児童扶養手当を支給する。	継続		ひとり親家庭等に対し、医療費の一部及び児童扶養手当を支給するとともに、児童扶養手当受給者に対してJR通勤定期乗車券の割引制度の利用に必要な証明書の発行を行う。		こども支援課
6	就学に掛かる経費の援助	経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費(学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等)を支給する。	継続		小学校 認定数 787人 予算額 75,524,000円 中学校 認定数 470人 予算額 73,978,000円 合計 認定数 1,257人 予算額 149,502,000円		学務課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために 基本施策5 子育てしやすい環境の整備							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	子育て情報の提供	子育て中の親に必要な様々な情報（子育て支援サービス、公共施設、幼稚園・保育園等）を掲載した「子育て情報誌」を発行するとともに、ホームページやLINE等で子育てに関する情報を発信する。	継続		子育て中の親に必要な様々な情報（子育て支援サービス、公共施設、幼稚園・保育園等）を掲載した「子育て情報誌」を発行するとともに、市のホームページや子育て応援サイト、LINE等で子育てに関する情報を発信する。		こども支援課
		子育てに関する様々な資料を集約した「子育て支援コーナー」を図書館に設置する。	継続		子育てに関する様々な資料を集約した「子育て支援コーナー」において、資料を収集する。		中央図書館
2	子育てサークル等への活動の支援	公民館、児童センター、集会所などにおいて、子育てサークルが活動する場所を提供する。	継続		市内43か所の集会所を利用に供する。		地域活動推進課
			継続		児童センター及び地域子育て支援センターにおいて、サークルの育成支援及び活動支援を実施する。		こども支援課
			継続		公民科において子育てサークル等が活動する場を提供し、活動の活性化を図る		中央公民館
3	子育て家庭への優待カードの配布（パパ・ママ応援ショップ事業）	妊娠中又は18歳未満のこどもがいる家庭に対して、協賛店舗で商品割引等が受けられる優待カードを配布するとともに、事業に協力をする協賛店舗の受付を行つ。	継続		パパ・ママ応援ショップ優待カードを発行するとともに、LINE版での取得を優先的に案内する。		こども支援課
4	授乳及びおむつ替えスペースやキッズコーナーの提供	授乳及びおむつ替え等の対応可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定するとともに、新たに公共施設を開設する場合は、キッズコーナーの設置を検討する。	継続		令和6年度に引き続き、市のホームページ等で周知を図る。		こども支援課
5	講座等における預かり保育の実施	子育て中の親が講座や体育教室に参加しやすいように、預かり保育を実施する。	廃止	令和3年度から、財政悪化による新座市スポーツ協会への補助金削減等の影響により、事業を廃止とした。			生涯学習スポーツ課
			継続		講座数 26講座 回数 38回 延べ参加者数 732人 主な講座 歌の癒し講座、サマーコンサート、めだか学級 等		中央公民館
6	乳幼児親子が参加やすいプログラムの提供	乳幼児連れの親子が気兼ねなく図書館を利用するよう「赤ちゃんタイム」を設け、絵本を通して親子のふれあいを深めるよう絵本の紹介や読み聞かせを行う。	継続		「赤ちゃんタイム」の内容を充実させ、継続して実施する。		中央図書館
		乳幼児連れ親子を対象としたプラネタリウム上映会を開催する。	継続		乳幼児連れ親子を対象にプラネタリウム上映会を開催する（8月以外毎月）。		こども支援課
7	児童遊園、公園の整備・充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、子どもの安全な遊び場を確保するため、ユニバーサルデザインやバリエフリーに配慮しながら、児童遊園、公園の整備・充実を図る。	継続		引き続き、都市公園、児童遊園等の施設修繕及び改良改修を適切に行う。		みどりと公園課
8	小児医療の充実	夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するため、小児救急医療支援事業としての当番病院に対し、運営費の一部を補助する。	継続		地域住民の小児救急医療の確保のため、朝霞保健所管内6市1町の協定に基づき、補助する。		保健センター
9	医療情報の提供	広報紙及び市ホームページなどで休日診療・救急病院等の情報を提供する。	継続		保健センター発行の健康応援ガイドや市ホームページ等において、休日診療及び救急病院等の情報を提供する。		保健センター

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために 基本施策5 子育てしやすい環境の整備							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
10	男女共同参画意識の啓発	就業の場における男女共同参画意識の醸成と浸透を図るため、事業所に対して啓発を行う。また、男女共同参画に関する諸情報を提供とともに、市民の意識高揚と理解を図るため講座や講演会等を開催する。	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画パネル展を実施 ・男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画週間の懸垂幕を設置 ・男女共同参画情報紙「FOR YOU」を発行 ・男女共同参画関連講座を実施 		人権推進室
11	男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び市職員に対して啓発を行う。	縮小	男性の育休取得率が増加したため、座談会方式から、適宜参考情報の展開による推進に切り替えるもの。	イクボス宣言やハンドブック及び男性職員の子育て応援休暇制度を全職員へ周知し、男性職員の育児休業取得を促進する。		人事課
			継続		啓発用パンフレットの配布を通じて市内事業所等に対して、適宜啓発を行っていく。		産業振興課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために 基本施策6 経済的支援の充実							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	幼児教育・保育の無償化	認可保育所や幼稚園のほか、認可外保育施設等（認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業等）の利用料（保育料）について給付を行う。	新規		認可保育所や幼稚園のほか、認可外保育施設等（認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業等）の利用料（保育料）について給付を行う。		保育課
2	こども医療費の助成	安心して医療を受けられるよう、こどもに対する医療費の一部を支給する。	継続		必要な医療を安心して受けられるよう、18歳年度末までのこどもが医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成する。		こども支援課
3	児童手当の支給	家庭等における生活の安定と次代の社会を担うこどもの健やかな成長を支援するため、高校生年代までの児童を養育する方に児童手当を支給する。	継続		家庭等における生活の安定と次代の社会を担うこどもの健やかな成長を支援するため、高校生年代までの児童を養育する方に児童手当を支給する。		こども支援課
4	ひとり親家庭等に対する経済的支援	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援するため、医療費の一部を支給するとともに、児童扶養手当を支給する。	継続		ひとり親家庭等に対し、医療費の一部及び児童扶養手当を支給するとともに、児童扶養手当受給者に対してJR通勤定期乗車券の割引制度の利用に必要な証明書の発行を行う。		こども支援課
5	就学に掛かる経費の援助	経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費（学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等）を支給する。	継続		小学校 認定数 787人 予算額 75,524,000円 中学校 認定数 470人 予算額 73,978,000円 合計 認定数 1,257人 予算額 149,502,000円		学務課
6	妊娠のための支援給付	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊娠支援給付金を支給する。	新規		妊娠給付認定申請後に5万円（妊娠支援給付金1回目）を支給し、胎児の数の届出後に、胎児の数×5万円（妊娠支援給付金2回目）を支給する。	令和5年度から予算事業として実施していた出産・子育て応援給付金支給事業が令和7年度から、子ども・子育て支援法に基づく「妊娠のための支援給付」に法定制度化されたもの。	保健センター
7	実費徴収に係る補足給付事業	私立幼稚園（私学助成を受ける幼稚園）が、利用する児童の保護者から実費徴収することができることとなっている食材料費（副食費）について、低所得世帯等を対象に費用の一部を助成する。	新規		私学助成幼稚園に通う年収360万円未満相当世帯及び小学校3年生までの第3子以降の副食材料費を月額4,800円を上限に補助を実施する。		保育課
8	多様な集団活動の利用支援	幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、満3歳児以上の小学校就学前の児童について、対象施設の利用料（保育料）について給付を行う。	新規		幼児教育無償化とならない施設（いわゆる幼児教育類似施設）を利用する児童の保護者に対して、月額20,000円を上限に利用料の補助を実施する。		保育課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために 基本施策1 地域における子育て支援のネットワークづくり							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	保育園における地域との交流	保育園の園庭を開放し、保育園のこどもと地域のこどもがふれあいながら遊び、交流を図る。	継続		毎週水曜日9:30～11:00の間、公立保育園6園の園庭を開放し、保育園のこどもと地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図る。		保育課
		地域の親子や高齢者が、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、保育園のこどもと交流を図る。	継続		地域の親子や高齢者と保育園のこども達が、餅つきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間・異年齢児による交流を図る。		保育課
2	幼保小交流研修会の充実	小学校への円滑な移行や、卒園までの達成目標等について幼稚園、保育園及び小学校の職員が協議する。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。	継続		幼保小連携推進協議会の予定に沿って、小学校教職員や保育士等が協力し、小学校教育への移行や卒園までの達成目標等について協議する等の研修を行う。また、卒園前の園児が近隣の小学校を訪問する交流体験についても、実施する。		保育課
			継続		各ブロックによる打合せの機会を設定し、7月～1月を目標に各小学校ブロックで連携事業を行なう。 実績報告(交流実践事例集)、5歳児向けリーフレットを作成、配布する。		教育支援課
3	民生委員・児童委員による児童健全育成の取組	地域のこども及び妊産婦が安心して暮らせるように、民生委員・児童委員が相談に応じるとともに、見守りや適切なサービスへの橋渡しを行う。	継続		市民や市内小中学校からの相談に応じ、見守りや適切なサービスへの橋渡しを行う。		福祉政策課
		主任児童委員連絡会議の開催、児童福祉部会での子育てに関する講演会や児童施設の視察研修などにより、児童の健全育成に関わる委員の資質向上を図る。	継続		児童福祉部会において、児童施設の視察研修を行う。また、主任児童委員連絡会議及び会長・主任児童委員会議を開催する。		福祉政策課
		3年に1度の一斉改選後には、活動内容(子育て支援ほか)を紹介する「民生委員・児童委員だより」を各家庭に配布する。	継続		3年に1度の一斉改選に合わせて、「民生委員・児童委員だより」の改訂を行い、各家庭に配布する。		福祉政策課
4	PTA・保護者会連合会活動への支援	市内公立小・中学校の保護者及び教職員が一体となり、児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を図ることを目的とした「新座市PTA・保護者会連合会」の様々な活動を支援する。	継続		新座市PTA・保護者会連合会に対し、補助金の交付のほか、様々な活動を支援する。		生涯学習スポーツ課
5	学校・保護者・地域による学校づくりの推進(コミュニティ・スクール)	地域ぐるみで児童の安全・健全育成を目指し、学校評議員、PTA、学校応援ボランティア団体等の活性化を進め、学校を総合的に支援する学校運営協議会の充実に取り組む。	継続		学校運営協議会委員報酬 7,000円×8人×23校 1,288,000円 講演会費 29,000円 負担金 2,000円		学務課
6	保護者・地域住民によるボランティア活動の推進(学校応援団)	学校において学習活動、安心・安全確保、環境整備などを実行する保護者・地域住民によるボランティア活動を推進する。	継続		各学校に学校応援コーディネーター、各中学校区に地域コーディネーターを配置し、それぞれの地域で学校を支援する体制を構築する。また、コーディネーターの知識を広げるための実行委員会や講演会を実施する。		教育支援課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために 基本施策1 地域における子育て支援のネットワークづくり							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
7	住民による支えあいの仕組づくり	既存の社会資源を活用しながら、「自助」「互助」を基本としたこども、高齢者、障がい者等、誰もが関わる住民主体による生活支援が創出されるよう「生活支援コーディネーター」の配置等の取組を行う生活支援体制整備事業を実施する。	継続		社会福祉法人新座市社会福祉協議会に生活支援体制整備事業を委託し、引き続き効果的な地域のネットワークづくりに努める。	令和6年度から本事業を社会福祉法人新座市社会福祉協議会に委託している。	福祉政策課
8	食生活改善推進員協議会活動への支援	健康づくり及び食育を推進している食生活改善推進員協議会の活動を支援する。	継続		食生活改善推進員協議会の定例会の開催及び市民向け講習会の開催について支援する。		保健センター
9	食育推進リーダーの活動への支援	地域での食育を推進している、にいざ食育推進リーダーの活動を支援する。	継続		にいざ食育推進リーダーの定例会を開催する。 イベント班が実施する子ども向け食育イベント(夏休み及び健康まつり)の開催、野菜班が実施する季節の野菜レシピの掲示と配布、紙芝居班が実施する食育紙芝居・パネルシアターの実施をそれぞれ支援する。		保健センター

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために 基本施策2 多様な体験・交流活動の促進							
基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために 基本施策2 多様な体験・交流活動の促進							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	青少年団体への助成	青少年の健全な育成と青少年教育の振興に資することを目的とした活動団体に対して助成を行う。	継続		青少年の健全な育成と青少年教育の振興に資することを目的とした活動団体に対して助成を行う。		生涯学習スポーツ課
2	地域における学校外活動（新座っ子ばわーあっぷくらぶ）の運営	地域の教育力の活性化とこどもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験、社会体験、スーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。	継続		地域の教育力の活性化とこどもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、新座っ子ばわーあっぷくらぶを実施する。		生涯学習スポーツ課
			継続		各小中学校における体験活動の推進を図るために県が主催する事業や民間企業との連携を紹介し、キャリア教育全体計画で育成を目指す資質・能力の育成を目指す。また、それに伴うキャリアパスポートの活用に関する情報の共有を図る。		教育支援課
4	児童センター事業の充実	こどもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。また、プログラムの策定に当たっては、こどもの参画を推進する。	継続		令和5年度から令和9年度までを指定管理期間とする指定管理者を指名で選定し、児童センター運営は引き続きNPO法人新座子育てネットワークに運営を委託する。		こども支援課
5	知的好奇心を伸ばす取り組みの推進	市内大学やNPO等と連携して、「子ども大学にいざ」を開講し、こどもの知的好奇心を満足させる学びの場を提供する。	継続		市内大学やNPO等と連携して、「子ども大学にいざ」を開講し、こどもの知的好奇心を満足させる学びの場を提供する。		生涯学習スポーツ課
		文化芸術活動にこどもが喜んで参加する仕組みづくりを行う。	継続		文化芸術活動にこどもが喜んで参加する仕組みづくりを行う。		生涯学習スポーツ課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために 基本施策3 安心して暮らせる環境の整備							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
1	公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	埼玉県福祉のまちづくり条例の規定に基づき、道路や公共施設のユニバーサルデザイン化を進める。	継続		市道第5号線及び市道第118号線の歩道整備工事を実施予定。		道路河川課
		障がいのある児童・生徒に対応するため学校施設のバリアフリー化を進める。	継続		第四小学校及び池田小学校の改修工事の一環でエレベーターの設置、段差解消等を行う（令和8年完成予定） 東北小学校についても整備に向けて設計を行う		教育総務課
2	授乳及びおむつ替えスペースやキッズコーナーの提供	授乳及びおむつ替え等の対応可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定するとともに、新たに公共施設を開設する場合は、キッズコーナーの設置を検討する。	継続		令和6年度に引き続き、市のホームページ等で周知を図る。		こども支援課
3	交通安全推進・啓発の取組	市内通学路の交差点等に交通指導員を配置する。	継続		児童・生徒の交通安全を図るため、市内通学路の交差点等に交通指導員を配置する。 ・交通指導員：23か所 ・交通マナー案内員：32か所 ・代替員：3か所		教育支援課
		小学1年生全員を対象に交通安全教室を実施する。	継続		小学校新入学児童に対して交通安全のリーフレット及び反射リストバンドを配布し、啓発活動を実施する。 こどもたちを交通事故から守るために、小学1年生全員を対象に交通安全教室を実施する。		交通政策課
		元気の出るまちづくり出前講座として幼稚園、保育園、小・中学校等の要望に応じて交通安全教室を開催する。	継続		元気の出るまちづくり出前講座として幼稚園、保育園等の要望に応じて交通安全教室を実施する。		交通政策課
		交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を実施する。	継続		市、新座警察署を始めとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会により、四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を実施する。		交通政策課
4	交通事故防止等の取組	交通事故等の防止のため、電柱等に交通安全に関する看板を設置するとともに、道路照明灯を整備する。	継続		夜間の交通事故防止のため、必要に応じて、道路照明灯を整備する。		道路管理課
			継続		市内における交通事故等の防止のため電柱等に交通安全に関する看板を設置する。		交通政策課
		生活道路での安全確保のため、新座警察署と連携し、車両の進入抑制、速度抑制を図る。	継続		生活道路での安全確保のため、新座警察署と連携し、車両の進入抑制、速度抑制を図る。		交通政策課
5	市立小・中学校学校防災マニュアルの活用	災害時における学校の教職員、児童・生徒の基本行動について、マニュアルを活用して共通理解を図る。	継続		災害時における学校の教職員、児童・生徒の基本行動について共通理解を図る。		教育支援課
6	非行防止等の児童健全育成事業の充実	非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じた健全育成対策を推進する。また、こどもの権利を侵害する児童買春、児童ボルノ等を防止するための意識啓発を図る。	継続		青少年育成推進員会の実施する各種イベントを通じ、青少年健全育成活動を推進する。	青少年相談員協議会については令和4年度から引き続き活動を休止している。	生涯学習スポーツ課
7	情報モラル教育の推進	市立小・中学校において、情報モラル教育や情報リテラシー教育を推進する。	継続		授業内で一人一台端末を積極的に活用し、同時に自他を尊重する豊かな心を育成する。また、保護者会等を通じて、情報の取扱に係る注意・啓発を行う。		教育支援課

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度進捗管理表（関連施策）

基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために 基本施策3 安心して暮らせる環境の整備							
No.	事業名	事業内容	予定（R7）	理由（予定）	内容（R7）	備考	担当課
8	防犯対策の充実	安心・安全なまちづくりのため、警察、学校、地域の市民などと連携し、学校付近のパトロール活動を実施する。	継続		青少年育成推進員会等が市内の大型店舗等の見守りパトロールを実施する。		生涯学習スポーツ課
			継続		市立各小学校から提出された地域安全マップで、子ども110番の家が設置されていることを確認する。 また、パトロールについては、学校応援団のボランティア活動と協力し、行う。		教育支援課
9	学校における安全管理の取組	PTA保護者会、町内会の防犯活動を支援するとともに、防犯灯を設置・管理する町内会に補助金を交付する。	継続		町内会、PTA・保護者会等の自主防犯パトロール団体に対する支援として、パトロール用資機材の配布希望を調査し、貸与を行う。		危機管理室
			継続		町内会が設置・管理する防犯灯について、補助金を交付する。【令和7年度予算額】 ・防犯灯設置費補助金300,000円 ・防犯灯管理費補助金6,001,270円		地域活動推進課
		市立小・中学校で作成した危機管理マニュアルに基づき、学校の安全管理を図る。また、不審者対応について、「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」を記載するよう周知、徹底する。	継続		学校の安全管理を図るため、全校において不審者対応マニュアルを見直し、研修会の充実を図る。		教育支援課